

(別表)

受講内容及び時間		受講資格	1. 建設業法施行令第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格した者 2. 道路交通法第84条第3項の <b>大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許または普通自動車免許</b> を有する者 3. フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械（整地・運搬・積込み及び掘削用）運転技能講習、車両系建設機械（基礎工事事用）運転技能講習、車両系建設機械（解体用）運転技能講習または不整地運搬車運転技能講習を修了した者
		図内案読会	
講習時間	学科	装置の構造、取扱いに関する知識	5
		原動機に関する知識	—
		一般的知識	2
		関係法令	1
	実技	関係法令試験	1
		作業のための装置の操作	6
		試験	試験

平成29年度  
4月・5月・6月・7月

# 「高所作業車運転技能講習」実施要領

〒960-8061 福島市五月町4-25  
 建設業労働災害防止協会福島県支部  
**TEL (024) 522-2266**  
**FAX (024) 522-4513**  
<http://kensaibou-fukushima.jp/>

## 1. 講習の目的

労働安全衛生法に基づき、作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転業務（道路上を走行させる運転を除く）は、都道府県労働局長登録教習機関が行う**技能講習を修了した者でなければ、当該業務につかせてはならないこと**になっております。

つきましては、一部科目免除者（下記の受講資格を満足する者）を対象とする講習会を次のとおり実施します。

（高所作業車とは「高所における工事、点検、補修等の作業に使用される機械であって作業床及び昇降装置により構成され、当該作業床が昇降装置その他の装置により上昇、下降等をする設備のうち、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるもの」をいいます。）

この講習は、建設業労働災害防止協会福島県支部が、福島労働局長登録教習機関（登録番号第116号）として実施するものであります。

## 2. 受講資格

- ① 資格取得者（別表参照） ② **講習当日満18才以上の者**

## 3. 講習日時・会場

- (1) 学科講習（受付午前8時15分、開始午前8時45分）  
 (2) 実技講習（受付午前7時30分、開始午前7時50分）

開催月		学科講習	実技講習(下記のうちの1日)	受付開始日	受付締切日
4月	開催日	10日(月)・11日(火)	12日(水)~14日(金)・17日(月)	3月6日(月)	3月31日(金)
	場所	郡山建設会館 郡山市台新1丁目33-5	郡山建設会館 郡山市台新1丁目33-5		
5月	開催日	8日(月)・9日(火)	10日(水)~12日(金)・15日(月)	4月3日(月)	4月21日(金)
	場所	いわき建設会館 いわき市平字童子町4-18	郡山建設会館 郡山市台新1丁目33-5		
6月	開催日	5日(月)・6日(火)	7日(水)~9日(金)・12日(月)	4月26日(水)	5月26日(金)
	場所	郡山建設会館 郡山市台新1丁目33-5	郡山建設会館 郡山市台新1丁目33-5		
7月	開催日	3日(月)・4日(火)	5日(水)~7日(金)・10日(月)	5月29日(月)	6月23日(金)
	場所	福島県建設センター 福島市五月町4-25	郡山建設会館 郡山市台新1丁目33-5		

※遅刻は受講をお断りしますので、ご了承ください。  
 ※学科は実施日により会場が異なりますが、実技会場は全て郡山となります。

#### 4. 講習科目・時間

##### (1) 学 科 (1.5日間)

- 高所作業車の作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 (5時間)
- 高所作業車の運転に必要な一般的事項に関する知識 (2時間)
- 関係法令 (1時間)
- 学科試験 (1時間)

##### (2) 実 技 (1日) ※学科試験合格者が受講できます。

- 高所作業車の作業のための装置の操作 (6時間)、実技試験

#### 5. 修 了 証

所定の全科目(時間)を受講し、かつ、試験に合格した方には「高所作業車運転技能講習修了証」を交付します。

#### 6. 定 員

申込み順で、各開催定員80名とします。

定員になり次第締め切りますので、申込みの際には当協会に問い合わせの上申込み下さい。なお、受講定員に満たない場合は講習会を中止することもあります。

#### 7. 受 講 料

39,860円 (受講料、テキスト代)

欠席の場合は受講料は返還いたしません。受講取消(受講料返還)は受講受付締切日まで応じますが、それ以降は原則として返還に応じられません。受講資格のある代わりの方を受講させることは可能です。変更があった場合は当協会にご連絡下さい。

#### 8. 受講申込み方法・受講者への通知

##### (1) 受講申込み方法

受講希望者は下記順序にて、**申込み受付締切日までに手続きを完了して下さい。**

**手続き未了の場合は受講できませんのでご注意願います。**

(仮 予 約) 電話で建設業労働災害防止協会福島県支部へ申し込んで下さい。

(予 約) 申込書に記入し、F A X・郵送・又は持参にて提出して下さい。

また、資格を証する資格証(免許等)の写及び受講料を現金書留で送金するか持参して下さい。

(申込完了) **受講料の入金確認をもって申込み完了となります。**

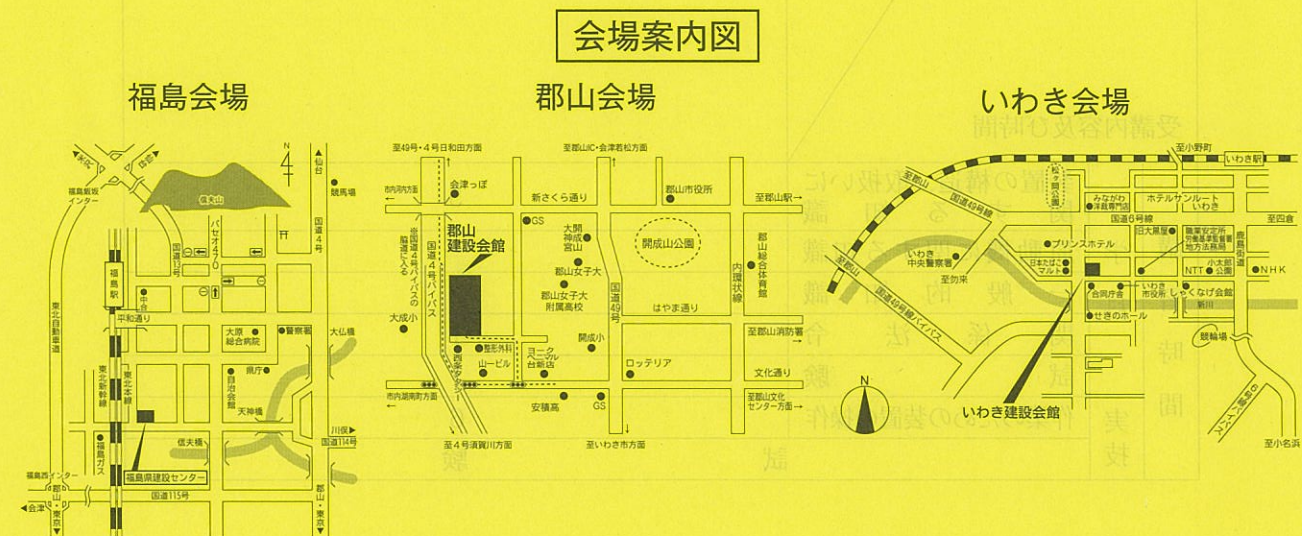
##### (2) 受講申込者への通知

受講申込者(事業所で申込んだ場合は事業所)へは、**受講料の入金確認後に受講申請書用紙及び領収書を送ります。**申請書用紙の所定の欄に記入捺印及び写真(注)(ポラロイド・カラーコピーは不可)2枚をのりづけし、**未記入箇所が無い**か確認してから、講習当日会場受付に提出して下さい。(この申請書の氏名・生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。記載された内容で修了証を作成しますので、誤りのないよう正確に記入してください。なお、記入していただいた内容は、この技能講習以外では一切使用いたしません。)

(注)写真裏面に受講番号、氏名を記入し、「のりづけ」の方法に十分に注意して下さい。

#### 9. 注 意 事 項

- 講習日の3日前になっても、当協会から受講申請書用紙が届かないときは、電話で問い合わせて下さい。
- 受講定員に満たない場合は講習会を中止することもあります。
- 遅刻、または受講中に離席された場合は、失格となり修了証は交付されません。
- テキストは学科講習の際にお渡しします。午前8時40分までに着席願います。
- 実技受講時はヘルメット・安全帯・作業に適した服装及び靴を着用願います。
- 大雨、強風の場合は、実技講習を延期する場合があります。
- いわき会場には駐車場はありません**ので最寄りの有料駐車場等の利用をお願いします。
- 福島及び郡山会場の駐車場には限りがあるので、相乗りか公共交通機関をご利用下さい。
- 講習会場付近には食堂がないので、**また講習終了時まで駐車場から車は出せません**ので、出来るだけ昼食を持参して下さい。



※申込書はコピーしてお使いください。

切り取り

高 所

### 高所作業車運転技能講習申込書

※電話にて仮予約済の右枠の月に○印を付けて下さい。

4月(郡山)
5月(いわき・郡山)
6月(郡山)
7月(福島・郡山)

氏 名	生年月日	免除を受けようとする資格名(写を添付)	※受付番号	氏 名	生年月日	免除を受けようとする資格名(写を添付)	※受付番号
	昭平				昭平		
	昭平				昭平		
所属事業所	名称					事務担当者氏 名	
	所在地	(〒 ) TEL ( ) - FAX ( ) -					

※印は記入しないで下さい。

別表 足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第1条各号

平成29年度 4月・6月 「足場の組立て等特別教育(時間短縮3時間)」実施要領

- (1) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第2の訓練科の欄に定める建築施工系とび科の訓練を修了した者
- (2) 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める専門課程又は同令第36条の2第2項に定める特定専門課程の高度職業訓練のうち、同令別表第6の訓練科の欄に定める居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練を修了した者
- (3) 職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧能開法」という。）第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号。以下「平成5年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧能開法規則」という。）別表第3の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法（以下「訓練法」という。）第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者
- (4) 旧能開法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、旧能開法規則別表第3の2の訓練科の欄に掲げる建築科の訓練（訓練法第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者
- (5) 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号。以下「53年改正省令」という。）附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則（以下「旧訓練法規則」という。）別表第2の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練を修了した者

〒960-8061 福島市五月町4-25  
 建設業労働災害防止協会福島県支部  
**TEL (024) 522-2266**  
**FAX (024) 522-4513**  
<http://kensaibou-fukushima.jp/>

厚生労働省では、平成27年3月5日に「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」を公布し、平成27年7月1日から施行して、更なる労働災害防止の推進を図ることとしました。

このことに伴い、「足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務は除く。）」が特別教育の対象業務に追加となり、これらの業務に従事する労働者に対する特別教育について規定されました。

当支部ではこの規定に基づき、施行日（平成27年7月1日）の時点で、現に足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務は除く。）に従事している者（既従事者）に対し、「足場の組立て等特別教育（時間短縮3時間）」を実施いたします。

なお、下記2に掲げる者は、特別教育の科目の全部について省略することができます。（特別教育を受講することなく、作業に従事することができます。）

記

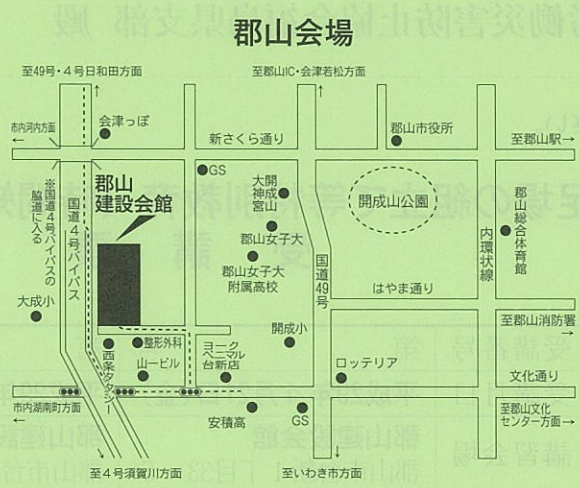
1. 受講対象者  
 施行日（平成27年7月1日）の時点で、現に足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務は除く。）に従事している者（既従事者）。
2. 特別教育を省略することができる者
  - (1) 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者
  - (2) 建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した者、居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した者等足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第1条各号に掲げる者（別表を参照）
  - (3) とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者
  - (4) とび科の職業訓練指導員免許を受けた者

3. 講習日時・会場

開催月	講習日・会場	受付開始日	受付締切日
4月	開催日	21日(金)	3月13日(月)
	場所	郡山建設会館 郡山市台新1丁目33-5	
6月	開催日	29日(木)	5月15日(月)
	場所	郡山建設会館 郡山市台新1丁目33-5	

※受付は午前8時15分。講習は午前8時45分開始。  
 ※遅刻は受講をお断りしますのでご了承下さい。

会場案内図



4. 講習科目・時間

・足場及び作業の方法に関する知識	8：45～10：15	90分
・工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	10：25～10：40	15分
・労働災害の防止に関する知識	10：40～11：25	45分
・関係法令	11：25～11：55	30分

5. 受講料

6,200円(受講料、テキスト代)

欠席の場合は受講料は返還いたしません。受講取消(受講料返還)は受講受付締切日まで応じますが、それ以降は原則として返還に応じられません。受講資格のある代替りの方を受講させることは可能です。変更があった場合は当協会にご連絡下さい。

6. 定員

申込み順で、各開催定員80名とします。定員になり次第締め切りますので、申込みの際には当協会に問い合わせの上申込み下さい。なお、受講定員に満たない場合は講習会を中止することもあります。

7. 修了証

所定の全科目(時間)を受講した方には、「足場の組立て等特別教育(時間短縮3時間)修了証」を交付します。

8. 受講申込み方法・受講者への通知

(1) 受講申込み方法

受講希望者は下記順序にて、申込み受付締切日までに手続きを完了して下さい。手続き未了の場合は受講できませんのでご注意願います。

(仮予約) 電話で建設業労働災害防止協会福島県支部へ申し込んで下さい。

(予約) 受講申請書に、記入捺印及び写真2枚(ポラロイド・カラーコピーは不可)をのりづけのうえ、受講料を添えて、現金書留で送金するか持参して下さい。

(申込完了) 受講料の入金確認をもって申込み完了となります。

(2) 受講申込者への通知

受講申込者(事業所で申込んだ場合は事業所)へは、受講料の入金確認後に受講申請書・受講票及び領収書を送ります。受講申請書・受講票は当日会場受付に提出して下さい。(この申請書に記載していただく氏名、生年月日等の各項目は法律で記入することが定められています。誤りのないように正確に記入してください。なお、記入していただいた内容は、この特別教育以外では一切使用いたしません。)

9. 注意事項

(1) 講習日の3日前になっても、当協会から受講申請書・受講票が届かないときは、電話で問い合わせして下さい。

(2) 受講定員に満たない場合は講習会を中止することもあります。

(3) 遅刻、または受講中に離席された場合は、失格となり修了証は交付されません。

(4) テキストは、講習日にお渡しします。午前8時40分までに着席願います。

(5) 講習会場は駐車場に限りがあるので、相乗りか公共交通機関をご利用下さい。また講習終了時まで駐車場から車は出せません。

全面のりづけ  
(保存用)  
写真サイズ  
(3.5cm×2.5cm)  
正面、脱帽、  
上三分身。  
裏面に氏名を記入。

# 足場の組立て等特別教育(時間短縮3時間) 受講申請書

ふりがな				生年月日	昭和 平成	年	月	日(歳)
氏名 (申請者本人が記入)	㊟			本籍地	都道府県			
住所	(〒 - )			電話	( ) -			
所 属	事業所名				電話	( ) -		
	所在地	(〒 - )						
事業主証明	<small>(個人及び事業主の方が、自分で自分の経験を証明することは出来ません。) 第三者(組合や元請け又は同業者等)から、証明を頂いて下さい。</small> 上記の者は、平成27年7月1日時点で、足場の組立て等業務に従事していたことを証明します。 <span style="float: right;">㊟</span>							
備考	<input type="checkbox"/> 申請書に記載する氏名、生年月日等の項目は、法律で記入する事が定められています。正確に記入して下さい。 <input type="checkbox"/> 記入していただいた氏名、生年月日等は、この特別教育以外は一切使用いたしません。							

平成 年 月 日 内案謝会

## 建設業労働災害防止協会福島県支部 殿

※申請者は記入しないで下さい。

修了証に使用の為  
上部1/3のりづけ  
  
写真は上と同じ  
物を使用。  
裏面に氏名を記入。

# 足場の組立て等特別教育(時間短縮3時間) 受講票

受講番号	第 号	第 号
受講月日	平成29年4月21日(金)	平成29年6月29日(木)
講習会場	郡山建設会館 郡山市台新1丁目33-5	郡山建設会館 郡山市台新1丁目33-5
時間等	受付 8：15～、講習 8：45～11：55	

修了証 交付年月日	平成 年 月 日	修了証番号	第 号
--------------	----------	-------	-----

○受講者は当日この受講票を持参し、会場受付に提出して下さい。

別表 技能講習科目の受講の一部免除

受講の免除を受けることができる者	免除される講習科目
<p>(区分②)</p> <p>1. 次の各号に掲げる者で、当該訓練を修了した後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有する者</p> <p>(1) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第2の訓練科の欄に定める建築施工系とび科の訓練を修了した者</p> <p>(2) 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である高度職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則第6の訓練科の欄に定める居住システム系建築科又は居住システム系住居環境科の訓練を修了した者</p> <p>(3) 職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)による改正前の職業能力開発促進法(以下「旧能開法」という。)第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令(平成5年労働省令第1号。以下「平成5年改正省令」という。)による改正前の職業能力開発促進法施行規則(以下「旧能開法規則」という。)別表第3の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練(職業訓練法の一部を改正する法律(昭和60年法律第56号)による改正前の職業訓練法(以下「訓練法」という。)第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)による改正前の職業訓練法(以下「旧訓練法」という。)第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。)を修了した者</p> <p>(4) 旧能開法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、旧能開法規則別表第3の2の訓練科の欄に掲げる建築科の訓練(訓練法第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。)を修了した者</p> <p>(5) 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和53年労働省令第37号。以下「53年改正省令」という。)附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練(平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。)のうち53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則(以下「旧訓練法規則」という。)別表第2の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科に掲げるとび科の訓練を修了した者</p> <p>2. 職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)別表第1に掲げる検定職種のうち、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者</p>	<p>作業の方法に関する知識</p> <p>工事中用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p>
<p>(区分③)</p> <p>職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者</p>	<p>作業の方法に関する知識</p> <p>工事中用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p> <p>作業者に対する教育等に関する知識</p>

平成29年度  
4月・5月・6月・7月

「足場の組立て等作業主任者技能講習」実施要領

〒960-8061 福島市五月町4-25  
建設業労働災害防止協会福島県支部  
TEL (024) 522-2266  
FAX (024) 522-4513  
<http://kensaibou-fukushima.jp/>

1. 講習の目的

労働安全衛生法に基づき、高さ5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行なう場合は同法第14条の規定により、事業者は、都道府県労働局長登録教習機関が行なう作業主任者技能講習を修了した者の中から作業主任者を選任して、当該作業に従事する労働者に対する労働災害防止の直接の指揮その他定められた事項を行なわなければならないことになっています。

この講習は、建設業労働災害防止協会福島県支部が、福島労働局長登録教習機関(登録番号第2号)として実施するものであります。

2. 受講資格

- 足場の組立て、解体、変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。
- 学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業したもので、その後2年以上足場の組立て等の作業に従事した経験を有する者。<sup>(注)</sup>
- その他厚生労働大臣が定める者。<sup>(注)</sup>
- 上記(1)、(2)、(3)の経験年数は満18才に達してからの経験年数となります。

(注)・(2)、(3)該当者は卒業又は修了を証するものの写を講習申込時に添付して下さい。

・個人及び事業主の方が、自分で自分の経験を証明することは出来ません。

第三者(組合や元請け又は同業者等)から、証明を頂いて下さい。

3. 講習日時・会場

開催月		講習日・会場	受付開始日	受付締切日
4月	開催日	27日(木)・28日(金)	3月21日(火)	4月19日(水)
	場所	いわき建設会館 いわき市平字童子町4-18		
5月	開催日	29日(月)・30日(火)	4月24日(月)	5月19日(金)
	場所	郡山建設会館 郡山市台新1丁目33-5		
6月	開催日	27日(火)・28日(水)	5月22日(月)	6月16日(金)
	場所	福島県建設センター 福島市五月町4-25		
7月	開催日	25日(火)・26日(水)	6月19日(月)	7月14日(金)
	場所	郡山建設会館 郡山市台新1丁目33-5		

※受付は午前8時15分。講習は午前8時45分開始。

※遅刻は受講をお断りしますのでご了承ください。

4. 講習科目・時間

作業の方法に関する知識(7時間)、工事中用設備、機械、器具、作業環境に関する知識(3時間)、作業者に対する教育等に関する知識(1.5時間)、関係法令(1.5時間)

5. 修了試験

筆記試験で試験時間は1時間。

6. 修了証

所定の全科目(時間)を受講し、かつ、修了試験に合格した方には、「足場の組立て等作業主任者技能講習修了証」が交付されます。

7. 定員

申込み順で、各開催定員80名とします。定員になり次第締切りますので、申込みの際には当協会に問い合わせの上申込み下さい。なお、受講定員に満たない場合は講習会を中止することもあります。

8. 受講料

講習区分	①	②	③
	全科目を受講する者	一部科目免除者	とび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者
	学科13時間	足場の組立て等作業主任者技能講習規程第1条に該当する者(別紙参照)又はとびに係る1級、2級の技能検定合格者 学科3時間	学科1.5時間
合計	9,210円	5,970円	3,810円

欠席の場合は受講料は返還いたしません。受講取消(受講料返還)は受講受付締切日まで応じますが、それ以降は原則として返還に応じられません。受講資格がある代わりの方を受講させることは可能です。変更があった場合は当協会にご連絡下さい。

9. 一部科目免除者

一部科目免除者(8.及び別表参照)に該当する方は、その資格を有することを証する修了証等の写(コピー)を申込の際に添付して下さい。

10. 受講申込み方法・受講者への通知

(1) 受講申込み方法

受講希望者は下記順序にて、**申込み受付締切日までに手続きを完了して下さい。**

**手続き未了の場合は受講できませんのでご注意願います。**

(仮予約) 電話で建設業労働災害防止協会福島県支部へ申し込んで下さい。

(予約) 申込書に記入し、FAX・郵送・又は持参にて提出して下さい。

また、受講料を現金書留で送金するか持参して下さい。

(申込完了) **受講料の入金確認をもって申込み完了**となります。

(2) 受講申込者への通知

受講申込者(事業所で申込んだ場合は事業所)へは、**受講料の入金確認後に受講申請書用紙及び領収書を送ります。**申請書用紙の所定の欄に記入捺印及び写真(注)(ポラロイド・カラーコピーは不可)2枚をのりづけし、**未記入箇所が無いか確認してから**、講習当日会場受付に提出して下さい。(この申請書の氏名・生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。記載された内容で修了証を作成しますので、誤りのないよう正確に記入してください。なお、記入していただいた内容は、この技能講習以外では一切使用いたしません。)

(注)・個人及び事業主の方が、自分で自分の経験を証明することは出来ません。

第三者(組合や元請け又は同業者等)から、証明を頂いて下さい。

・写真の裏面に受講番号、氏名を記入し「のりづけ」の方法に注意して下さい。

11. 注意事項

(1) 講習日の3日前になっても、当協会から受講申請書用紙が届かないときは、電話で問い合わせして下さい。

(2) 定員に満たない場合は講習会を中止することもあります。

(3) 遅刻または受講中に離席された場合は、失格となり修了証は交付されません。

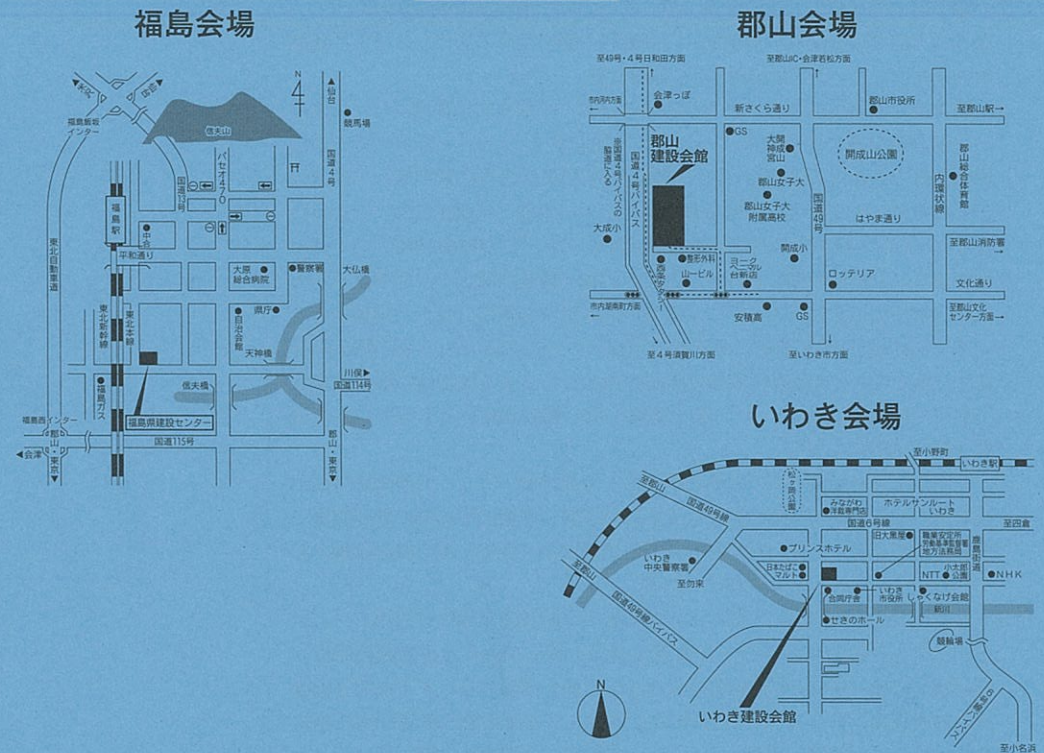
(4) テキストは、学科講習の際お渡しします。午前8時40分までに着席願います。

(5) **いわき会場には駐車場はありません**ので最寄りの有料駐車場等の利用をお願いします。

(6) 福島及び郡山会場の駐車場には限りがあるので、相乗りか公共交通機関をご利用下さい。

(7) 講習会場付近には食堂がないので、**また講習終了時まで駐車場から車は出せません**から、出来るだけ昼食を持参して下さい。

会場案内図



※申込書はコピーしてお使いください。

切り取り

足場

足場の組立て等作業主任者技能講習 申込書

※電話にて仮予約済の右枠の月に○印を付けて下さい。

※経験年数の月数は切捨てです。2年11ヶ月の場合は2年となり証明書(写)等が必要です。

4月(いわき)
5月(郡山)
6月(福島)
7月(郡山)

氏名	生年月日	経験年数	講習区分	※受付番号	氏名	生年月日	経験年数	講習区分	※受付番号	
	昭平	年				昭平	年			
	昭平	年				昭平	年			
所属事業所	名称								事務担当者氏名	
	所在地	〒( ) TEL ( )			— FAX ( )			—		

※印は記入しないで下さい。